

# 浜田市商品軽自動車 課税免除の手引き



(問い合わせ・申請先)

浜田市 税務課 税制係 TEL 0855-25-9230(直通)

## 1 課税免除について

今年4月1日現在において商品として所有し、かつ、販売を目的とし、展示しているもののうち、一定の要件を満たす中古軽自動車等について軽自動車税（種別割）を全額免除します。

## 2 対象車種

対象車両は次の車種で、浜田市課税の車両（＝車検証等の「使用の本拠地」が浜田市のもの）です。

- ① 軽四輪車
- ② 軽三輪車
- ③ 軽二輪車（125cc 超～250cc 以下のバイク）
- ④ 二輪の小型自動車（250cc 超のバイク）

## 3 申請要件

次の要件をすべて満たしていること。

### （1）販売業者の要件

- ア 古物営業法第3条第1項に規定する古物商の許可を受け、同法施行規則第2条第4号の自動車及び第5号の自動二輪車を取り扱う者であること。
- イ 市税を完納していること。

### （2）軽自動車等の車両の要件

- ア 前年4月2日以降に取得し、今年4月1日現在において販売業者が商品として所有していること。
- イ 在庫商品として古物台帳に記載し展示しているもので、販売を目的としたものであること。
- ウ 販売業者が取得後に新規検査又は継続検査を受けていないものであること。
- エ 所有者及び使用者の名義が、課税免除を受けようとする販売業者と同一の名義であること。
- オ 車両の用途が、次のようなものでないこと。
  - （ア）貸付を目的とする車（リース車・レンタカー）
  - （イ）試乗又は回送のために使用する車
  - （ウ）代用車（代車）
  - （エ）所有者と使用者の異なるもの
  - （オ）社用車
  - （カ）営業用登録車等（車検証等の区分が「事業用」となっているもの）
- カ 下取り又は買い取られた中古軽自動車等であること。
- キ 取得時の走行距離と令和6年4月1日現在の走行距離に差異（100km以上）が無いこと。

## 4 提出書類

- (1) 軽自動車税（種別割）課税免除申請書
- (2) 商品用軽自動車 課税免除に係る申立書  
※所有者と使用者が異なる場合のみ提出してください
- (3) 古物商許可証の写し
- (4) 古物台帳の写し  
※取得時の走行距離がわかるもの
- (5) 自動車検査証又は軽自動車届出済証  
※令和6年4月1日現在のもの
- (6) 市税の完納証明書  
※令和6年4月1日以降に交付されたもの  
(税務課の窓口で交付します。税務証明書交付申請書及び委任状（ホームページに様式があります）をお持ちください。1通につき300円の発行手数料がかかります)
- (7) 車両番号がわかる展示状況の写真及びメーター部分の写真（計2枚）  
※課税免除を受ける車両ごとに撮影してください。  
※写真には撮影日を記載してください。

## 5 申請期間

- (1) 受付期間  
令和6年4月1日(月)～令和6年4月10日(水)（土・日を除く）
- (2) 提出先  
浜田市役所 2階 税務課

## 6 現地調査

課税免除の決定のため、実態調査をする場合があります。

## 7 決定

課税免除の申請があったものについて、審査をし、課税免除の適否を決定します。課税免除の要件に該当する場合は「課税免除決定通知書」により、非該当の場合は「課税免除却下通知書」により申請者に通知します。

## 8 取り消し

課税免除決定を受けたものについて、課税免除の要件に該当しない事実が判明したときは、課税免除を取り消し、「課税免除取消通知書」により通知します。